

アングロ・サクソン期の *gafol* について

—royal tax か feudal rent か—

富 沢 靈 岸

【要約】 さきにアングロ・サクソン時代における封建的所領(荘園)の形成過程について考察を試みたが、それと並行して、本稿では封建地代の成立過程を問題とした。

早期アングロ・サクソン社会において、次第に国王権が、全イングランドの *tyne* を統轄する者として成長して来、国王支配の財政的、物質的基礎として *king's form, gafol* などと呼ばれる徴税が行われるようになったが、しかし、この *gafol* については、それが国王の徴発する公共的、国家的な税であるか、それとも封建地代であるか頗る論議が多い。

本稿は、アングロ・サクソン時代の *gafol* に関する史料を検討し、*gafol* は本来王税であったが、国王が、貴族、教会へ土地を譲渡した際に封建地代に転化されたものであることを論証しようとしたものである。

序

さきに筆者は、イギリスにおける封建的所領形成過程について二・三の所見を発表し、封建所領成立の起源を考察した。^① その際、議論の余地のある所ではあるが、一応 *fol-land* の存在を前提し、それを統轄するものとして国王を想定し、国王および国王の *witan* らの認証に基く *charter*、

book により、*folkland* の一部が *bookland* として、教会、貴族、豪族らに譲渡されて彼らの私有領地とされると云う過程を確認した。そして、*folkland* より *bookland* へのその推転過程において、特に世俗界貴族、豪族が、国王より *folkland* の一部を、*folklad* として——*bookland* としてでなく——期間を限定して領有することを許されるところの、謂わば豪族達の *folkland* 領有と云う過渡的所

領形体のあったことを想定した。これは、John の云う *magnates' lands*^② 国王の *laen land* の觀念を、稍々筆者なりに修正した想定であった。

しかし筆者の関心は、*folkland* 領有、あるいは John の云う *magnates' lands* の如き過渡的領有形体の有無そのものにあるよりも寧ろ、封建的所領の萌芽的形態としての *bookland* が、国王の認証により、国王を漠然たる象徴的統轄者としていたと思われる *folkland* より転化されたものであると云う *Maitland* 的伝統的見解の再確認にあった。つまり、事の当否は扱っておき、一般に封建領は、国王が貴族達へ *folkland* の一部を譲渡することによって生じて来ると云う封建所領の発生そのものの究明に関心があつたのである。今、その仮説が、と云うよりは伝統的見解と云うべきであろうが、それを更に敷衍し、また確認する意味で、封建地代の成立、その起源を、*folkland* より国王へ納められた *safol, tribute* に求めると云う、これまた伝統的見解に属する、あるいはその信奉者の間では自明のこととされている見解を、改めて検討する必要を痛感するのである。と云うのは、この伝統的見解が、ロマニスト陣

営より痛烈な批判を受けていると思われるだけに、それだけ益々伝統的見解信奉者の間で自明のこととされているこの問題を更めて再検討する必要があることを痛感するからに外ならない。

① 拙稿、「イギリスにおける封建的所領形成への一過程」『史林』四十五卷六号。「アングロ・サクソン期イングランドの貴族について」『歴史教育』一九六三年八月号。および近く発表を予定している『*Folkland* と *Bookland* (仮題)』。

② John, *Land-Tenure in Early England*. 1960. pp. 50~53.

— *folkland* の統轄者としての王

アングロ・サクソン族の侵入、定着の事情については不明な点が頗る多い。既に王国としての組織をもって侵入して来たとも考えられるが、しかし、その組織は、侵入と云う特殊な戦時体制下にあつての組織であつたかも知れず、^③ アングロ・サクソン族の大陸時代の定住地域についても、また彼らがまとまった種族グループをなして生活していたかどうかについても、明確なことは云えない状況である。特に、北西欧のゲルマン民族が可成り無定形な未分化状態にあつたと云う史料が年々増加している所から、アングロ・

サクソン族についても、多くの小種族がルースに混成していたにすぎぬもので、尚お明確な王国組織を持つには到っておらず、ただ戦時にのみ、一時的にある指導者の指揮に従うと云う極めてプリミティブな状態にあったと考える方が妥当のようである。^④

しかし、侵入定着後は、主として河川溪谷沿いに、また森林開拓と云う形で、アングロ・サクソン諸族は各地に開拓を進め、定住して行くが、その過程において次第に種族国家組織が形成されて行ったようである。^⑤ 八世紀マールシア王国の賦課調査簿である *Tribal Hidage* のような史料の中に、それ以前のアングロ・サクソン諸族およびブリトン族などの定住の様子の一端が窺われる。マールシア、ケント、ウエセックスと云う著名なものは別として、*Wroccensae-tan*, 7,000 hides, *Peccaetan*, 12,000 hides, *Elmetsaetan*, 6,000 hides, *Herefma*, *Hice*, *Fepingas* などと云う数百ハイドの小さな種族団の記録は、それぞれの地域における小種族グループの開拓、定住を示すもので、そうした各地域における大小諸種族グループ乃至は在地主権の展開、相互間の抗争、それらが互いに一つの主権の下に統合され

て行く歴史が *Heptarchy* 七王国時代に外ならないと思われる。

アングロ・サクソン時代を、デーン人の侵入が熾烈となると共に *Heptarchy* の混乱が一つの *overlordship* の下に統合され初める *Alfred* 王時代前後を境に、漠然と早期アングロ・サクソン時代と後期アングロ・サクソン時代の二つに時代区分して考える時、侵入より *Heptarchy* の混乱期を含む早期アングロ・サクソン時代は、一体どのような社会であったか。既に先学の労作もあり、筆者もそれに基づいて二・三の機会に述べたことがあるので繰返すことを成可く避けたいが、今一応つぎのように想定することが許されるであろう。つまり、諸王の法令中に見られるように、*maegth* と云う血縁共同体が尚お維持されてはいるが、次第にそれが解体しつつあり、*maegth* と云う保証団体に代って、領主の *lordship*, *patronage* むねごほ *both* と云われる保証制が起りつつある社会であった。^⑥ そして支配階層にあっては、大豪族、地方小王、乃至はそれらの中より出た国王の支配体制が次第に明確な姿をとるにつれて、従来の *Volksadel* 層が没落し、小王、国王を取巻く *Dien-*

stradl 層が形成され抬頭して来、下層の被支配階層にあっては、社会の封建化と共に血族民の階層分化が進み、その一方の極には農奴を析出しつつあり、また家父長制大豪族制の中にかかえられていた奴隷達の解放、農奴化も見られたと云うことが考えられる。

しかしながら、早期アングロ・サクソン時代には、このような封建的被支配農民たる農奴層の形成が決して徹底せず、更に後期アングロ・サクソン時代をも含めたアングロ・サクソン時代全体を通じて、農奴層の形成、農奴化の進行は徹底しなかつたのであり、われわれは尚お多くの folk free なる階層の残存を許していたことを認めなければならぬ。¹⁰⁾ 自由人 free men 乃至 ceorl 層は、ある lordship 乃至 both の下におかれてはいたが、また同時に国王との関係を絶つてはおらず、漠然とではあるが王の平和、王の保護下におかれ、国王へ gafol, tribute, feorm を納付したり、その他の奉仕を行っていることを想定せしめるような史料が少くないのである。われわれは、イギリスの封建社会化の時期を考える場合にこの事実注目する必要がある。

つまり、イギリスの場合、封建化と王政とが相対立するものとしてでなく、並行して発展して行くものとしてあつたと云う事実を強調しなければならない。¹¹⁾

ウェセックス、Ine 王の法、三章二項に、¹²⁾「若し自由人 *friga* が、その領主 *his halfordes* の命令なしに日曜日

に働くならば、その自由はとりあげられる。あるいは六〇志の罰金を払わなければならない。僧の場合にはその二倍の罰金を払わねばならない。」と云う意味の規定がある。

これは自由人 *freeman*, *ceorl* が既に *Ine* 王時代以前からある *lordship* の従属下におかれていたことを示すものであろう。また同じ七世紀のセント王 *Hlothere and Eadric* の法、八章に、¹³⁾「若しある人が他の人を訴え、集会乃至法廷にその者を召喚する場合、召喚された者は、セントの裁判官達が規定した所に従つて、告訴人に對し、保証人 *Dyrygean* を提供し、告訴人に賠償を支払わねばならない。」と云う意味の規定がある。また、ウェセックス、*Ine* 王の法、二十二章に、¹⁴⁾「若し汝らの *gent* が盗みをした

り、逃散したりした場合、汝がその者の *Dyrygean* (= *pledge*) を持つ時には、その者より盗んだ品物をもどさせる

へし。またその者が *byrgan* を持たざる場合にも、汝がその盗まれた品物の相当額を払うべし。"と云う意味の規定がある。同じ七世紀前後に、*maegth* に代る保証制度として主従制乃至 *borh* 制が、封建的風習の成長と関連しながら成立して来ることを示すものである。

しかしながら、*Ine* 王の法、二十二章に見られたように、尚お *byrgan* (=pledge, borh) を持たざる者、領主を持たざる者もあつたと云うことは注意されるべきで、それは、更に時代を下つて、十世紀、*Edward*, *Aethelstan*, *Edgar* 王らの法令に再三 *borh* を持つべしと云う規定が繰返されていることより逆に推測することも出来る。十世紀に入つても尚お、*borh* 領主を持たざる自由人が多かったこと、封建的主従制の風習の成長にもこのような限界のあつたことを強調すべきであらう。

しかも、*maegth* の結束より離れつつある一般自由人が、封建領主的な者の支配、保護下に入つて行く傾向と同時に注目されることは、また同じ七世紀の諸王の法令に見られるように、尚お一般自由人は国王の平和、保護との関係を断ち切つていなかつたことを示す史料があることである。

ケント王 *Aethelberht* の法、六章に、"若しある人が自由人 *frige mannan* を殺したならば、その者は王の首長権を犯したことののために *to drihtinbeage* 王へ五〇志を払うこと。"と云う意味の規定がある。

この *drihtinbeage* については議論があり、*Attenboro-* *es* は、領主の領民を殺した時にその領主へ払う贖罪金と解しているが、*Liebermann* はそれを、王の首長権が犯された時に王へ払う罰金と解釈している。しかしこの法文は、"*cynige l scil* to drihtinbeage" 王へ支払うこととなつている所から、筆者には *Liebermann* 説の方が妥当と思われるが、その *Liebermann* 説を敷衍すれば、王は全自由人の *lord* として、自由人の殺害事件については、王の平和が犯されたと考えて罰金を要求したものであると考えることが出来るであらう。われわれは、*Liebermann* 説を敷衍して、王は全自由人の *lord* であつたと云う觀念が支配していたと考えるべきなのではなからうか。

また、ウェセックス、*Ine* 王の法令、六章、二項、三項に、*fighting* 私闘に関する罰金規定があり、私闘が *ealdorman* 貴族の家屋敷で行われた場合には六〇志をその貴

族へ、そして更に罰金として *to wite* もう六〇志を払うべく、私闘が *gafolgelda* 乃至 *gebur* の家屋敷で行われた場合には、六志をその *gebur* へ、そして罰金として一二〇志を払うべしと云う規定がある。^④ それぞれの *householder* へ払う贖罪金は、貴族の場合六〇志、農民の場合六志と、身分に比例しているが、罰金として払われる額については、貴族の場合が六〇志、*gebur*, *gafolgelda* の場合は一二〇志と身分に比例していない。この点については、*Attenborough* は、*gebur* の罰金一二〇志は本来三〇志であったが、*Alfred* 王の時に一二〇志に引上げられたものであると云う。*Liebermann* 説を考慮に入れたつても、ともかく貴族の場合に比べて高すぎるので、貴族の場合には、貴族個人へ（謂わば *angild* として）払われる六〇志の外に、罰金として *to wite* 払われる六〇志も、その貴族へ貴族の平和を犯した罰金として払われたもので、合計一二〇志が貴族へ払われたものと解釈している。^⑤ しかしそれにして *gebur* の罰金一二〇志はきわめて高すぎるのであり、*Attenborough* の注釈だけでは釈然としないものが残る。従ってこの点についてはつぎのように考えられはしないだ

ろうか。つまり、どのように計算しても *gebur* の一二〇志と云う罰金額は高すぎるのであるが、それは、六志は *gebur* 個人へ（謂わば *angild* として）、一二〇志は罰金として *to wite* 国王へ払われたものであり、そして貴族については、*Attenborough* が解釈した如く、（*angild* としての）六〇志の外に、罰金としての六〇志も貴族へ罰金として払われたと解釈することである。すなわち、*wite* 罰金六〇志と一二〇志との差は、貴族に対する *wite* と、*gebur* に対する *wite* との差ではなく、貴族の特権、貴族の家の平和に対する *wite* と、*gebur*, *gafolgelda* を保護する立場にあったところの国王の平和に対する *wite* との差であると考えることが出来るのである。つまり、貴族領有地と一般国家領との差がここに見られるのであり、われわれは、*gebur*, *gafolgelda* を含めた一般農民の保有に關する国王の保護権 *mund*、国王の平和觀念がそこにあったことを見るのであり、また同時に、貴族の領有権が、国王の平和以外に、一般国家領とは区別されて生じつつあったと云うことをもそこに読みとることが出来るのである。^⑥

ここで、一般自由民について、領主の *borh* 下にあった

者と、国王の国家的な保護下にあった者との二つに分けることが出来るかどうかと云う疑問が湧いて来るが、それについては、*The W. 王の法令*、二十七章に、「庶子を生んでそれを廃棄 *disown* する者は殺害されても人命金は要求出来ない。そしてその領主と王とが(その人命金を)とる。」と云う意味の規定がある。^② *Liebermann* は、その人命金を領主がとるか、領主なき場合には国王がとると云う風に解釈しているが、*Attenborough* は領主と国王とが折半すると解釈している。^③ *Se ðe dearmenga bearn gestriencð and gehlied, nah se his deaðes wer, ac his hlaford and se cyning.* と云う文章より、*Attenborough* の解釈の方が筆者には妥当であると思われるが、この規定に見られるように、領主の *both* 下にある自由人と、国王の国家的な保護下にある自由人との二つのタイプの自由人があったと考えべきではなく、自由人の封建的配属関係と重複して、全自由人に関する保護が国王の平和の中にも含まれていたものと考えられるべきであろう。^④

われわれは以上のような諸法規の解釈より、早期アングロ・サクソン時代について、全自由人が、王の平和、王の

保護下にも含まれていたと云う理念が支配していたことを推定することが出来るが、更にまた、その関係の謂わば物質的基礎として自由人が国王へ納める *gafol*, *tribute* があったこと、また国王の自由人に対する裁判権支配のあったことを推測せしめるような規定をも見ることが出来るのである。

gafol の給付については、国王の *tax gatherer*, *nedhadere* の活躍などに見られるように、^⑤ その徴発例を窺うことが出来るが、それは後段に詳述することとして、裁判権について、エドワード王の法、二章に、「われわれは、その者が如何なる刑罰に該当するか、また誰が、*bookland* あるいは *folkland* における他の人の権限を阻害したかを明らかにする。そして *folkland* については、原告は、被告が *reeve*, *gerefan* の面前で彼(原告)と共に裁判に立つ日を指定するようにしたい。」と云う意味の規定がある。^⑥ これは *folkland* に言及した三つのアングロ・サクソン時代の史料の一つであるが、*bookland* における犯罪についてはともかく——恐らく *bookland* 領有者たる貴族の裁判支配下で裁判されたと思われるが——、*folkland* に

おける犯罪については reeve, gerefan と云う王の役人の面前で裁判されることとなつていたことを示すものである。矢張り、王が、folklond、換言すれば一般自由民の分前保有地の総体の象徴的な統轄者であつたことを示す規定と考へることが出来るであらう。

Jollite は、このような過去の folk 的慣習をよく留めたケントについて詳細な考察を行い、ケントでは、Jutish folk の慣習をよく残しており、ケントの folk custom なる gavelkind の行われる謂はば folk の land は outland、領主、貴族の私有領有地化した土地は demesne, inland として区別され、土地保有、奉仕、裁判何れの面においても outland, inland の区別が、長くケントの人々の間で峻別され続け、ノルマン人が無理矢理に feudalism (manor) 観念を導入した際にも、outland, inland は表面的に統合されただけで、二つの性格の異つた土地、二つの保有は決して同一にはならず、法廷も outhalimote, inhalimote の二つに分けられ続けたことを指摘し、ケントにおいては、領主階級の発生する以前の、王と folk だけが存在してゐた古い過去の風習、その風習を行う場としての lathie 制の

伝統が、長く留められたと説明している。このようなケントの folk right, folk moot, folk judge, folk king といふ伝統は、王が folk の象徴と見做され、folk を保証していたところの過去の初期王政体制の存続を示すものであらう。その過去の初期王政体制が、folk custom の伝統の強いケントにおいてはよく後世にまで伝えられたことを示すものであらうと思われる。

しかしながら現実には、八世紀の Tribal Hidage に見られる如く、各地に大小の王と称する者が割拠しており、そのそれぞれがそれぞれの地域において、その地域の folk king としての実権を行使してゐたであらうと思われる。Heparchy 時代は勿論、アングロ・サクソン後期においても、北西英、ウェールズ辺疆地方についてはそのような地方小王権の残存を見ることが出来る。例えば、七七八一一年に Hwicce の小王 Aldred が、その親族 Aethelburgae 及び Flaedanbyrig (Worce.)、修道院の土地を与へた例 Ego Aldred subregulus Huiciorum cum licentia venerabilis episcopi Tilheri monasterium illud on Fleadanbyrig dabo Aethelburgae propinquae meae,.....

とか、また七九六年、マーシヤ王 *Egfrith* がその *principes Aefelmund* へ譲った土地は、曾て *Hwicce* の小王 *Aldred* へ *Uhtred* とが *Beornhearde* へ譲った土地であったとか云う例 *Ego Egfrith..... Aefelmundo, meo fidei principi, hanc praenominatam terram..... conc-edo,..... Ac, sicut antea Aldred et Uhtred, subreguli Huiciorum, Beornhearde concesserunt,.....* がそれである。また時代が下っても、十一世紀前半の北西英 *Strathclyde* 地方におつて、一〇六四年、エドワード懺悔王により殺された古 *Bennicia* 伯の後裔 *Gospatric* が国王の如き地位にあって、貴族達に対し土地を譲渡し、裁判権 *sac and soc, toll and team* を与え、*geld* 公共税よりの免除権を与えている。^④ このような地方では、遅くまで英国王の支配権が確立せず、地方小王の如き者が君臨して矢張り公共税の納付を受けていたものと思える。何れも、アングロ・サクソン時代を通じて辺疆地方には、特に早期においてはイギリス国王の単一支配権が成長せず、地方小王が辺疆地方において国王の如き権限を行使していたことを示す例であらう。

しかし、早期アングロ・サクソン時代を通じて単一の主権をめぐる闘争が繰返されて、次第にイングランド全体を統べるイギリス国王権が形成されて行くのであり、主として戦争によって、また土地買収によって、その支配圏が拡大されて行つたのであった。^⑤ そして、イングランドが単一の国王の支配下におかれる、云い換えれば一つの *nation* であることを自覚する時期は、理念的には一応 *Alfred* 王時代とされ、その前後における異民族デン人の侵入に対する意味で、非常な危機感と同時に一つの *nation* と云う新しい自覚が生れて来たものと一般に考えられている。更に詳細に、史料の上で現実にイギリス王と称する者が只だ一人となる時期は *Aethelstan* 王時代とされている。^⑥ すなわち彼は九二七年、北英 *Northumbria* 地方を支配して以来、その *charter* において、全イングランドを統べる唯一の王と云う表現を用いるようになり、事実、九二七年にはブリトン、ケルトの首長達 *Hywel of Dyfed, Owain of Gwent, Scotland Constantine* 王 *Strathclyde* の *Owain* 王らの臣従を獲得し、また九三二―五年の間の王廷には *Hywel of Dyfed, Idwal of Gwynedd, Morgan of Mor-*

ganweg、ら西英、ウェールズ地方の小王達の出席を得、九三四年 Brunanburh の戦いでスコットランドの Constantine 王と Northumbria の残党 Olaf の合流軍を撃破し、全イングランドにその名声を高めた。^④ その意味では Aethelstan 王時代が名実共に単一の国王支配権を獲得した時期であると云える。しかしながらともかく、Alfred 時代より Athelstan 時代にかけての時期が、イギリス国王権の一応の完成期と考えることが出来、その意味でアングロ・サクソン史の早期と後期とを分ける画期点であると考えることが出来るようである。

その後も、北英、西英がイギリス国王の主権より逸脱する例はきわめて屢々あり、前述した Strathclyde の Gothic 系その一例であり、またノルマン征服後、エドワード時代に到るまでも北西英の混乱した史実は枚挙に遑のないことであることは周知の所である。しかし、Alfred, Aethelstan 時代に、一応、一つの nation と云う自覚を与えられ、単一の主権に服する段階にまで漕ぎつけたことの意義はきわめて大きく評価されるべきであらう。

⑤ H. R. Loyn, Anglo-Saxon England and the Norman Con-

quest, p. 25.

④ *ibid.* pp. 25~6.

⑤ *ibid.* pp. 30~32.

⑥ *ibid.* p. 45.

⑦ 田中正義著「イングランド封建制の形成」青山吉信「アングロ・サクソン社会における奴隷について」『歴史学研究』一九三号、およびその補論同誌一九九号。

⑧ 拙稿「イギリス封建王政の展開について」『史林』四十一巻四号。尚き Frankpledge 保証制については別の機会に詳論する予定である。

⑨ 拙稿「アングロ・サクソン期イングランドの貴族について」『歴史教育』一九六三年八月号。

⑩ 拙稿「自由農民とノックマン」『金沢大学法文学部論集』哲史編第十一号。

⑪ 拙稿「イギリス封建王政論」『西洋史学』第四十六輯。

⑫ Attenborough, 'The Laws of the Earliest English Kings.' pp. 36-7.

⑬ *ibid.* pp. 20-21.

⑭ *ibid.* pp. 42-3.

⑮ 詳細は「Frankpledge System のこころ(仮題)」として別の機会に発表を予定している。

⑯ 前掲拙稿「イギリス封建王政の展開」Attenborough, *op. cit.* pp. 114~5 I Ed. c. 1 § 2. *ibid.* pp. 128-9. II Aethelstan. C. 2. 4~5 Morris, 'The Frankpledge System.' pp. 19~20.

⑰ Attenborough, pp. 4-5.

⑱ *ibid.* p. 175.

⑲ *ibid.* pp. 38-9.

- ⑳ *ibid.* pp. 183-4.
- ㉑ 一般世俗界貴族領は、初めは、*folkland* を領有すると云う形で発生したものである。そしてその際の *folkland* 領有権の内容が如何なるものであったかについては漠然としているが、しかし本文にあげたような領地内の罰金 *wite* の徴収権も含まれていたであろうことがこの規定より考えられるであろう。詳しくは、前掲拙稿「封建的所領形成への「過程」』『史林』四十五卷六号、および近く発表を予定している「*Folkland* と *Bookland* (仮題)」
- ㉒ *Attenborough*, pp. 44-5.
- ㉓ *ibid.* p. 186.
- ㉔ 遙かに時代は下るが、自由保有農の国王法廷への告訴権なども考え合せ、自由人に対する封建的支配関係は、国王の平和親念の中に含まれていたと考えられる。一般に封建制と王政とはイギリスにおいては並行して成長、発展して行ったと考えた。
- ㉕ *Robertson*, *Anglo-Saxon Charters*, p. 2, No. 1.
- ㉖ *Attenborough*, pp. 116-7, I Edward c. 2.
- ㉗ *Jolliffe*, *Pre-feudal England*, pp. 69-70.
- ㉘ *ibid.*
- ㉙ *Kemble*, *Codex Diplomaticus*, No. 146.
- ㊀ *Kemble*, No. 171.
- ㊁ *Harmer*, *Anglo-Saxon Writs*, p. 421.
- ㊂ *Kemble*, No. 1099 etc. 拙稿「*Folkland* と *Bookland* (仮題)」参照。
- ㊃ *Douglas and Whitelock*, *English Historical Documents*, Vol. I, p. 38.
- ㊄ *ibid.* p. 39.

二 *royal tax* と *gafol*

前節においてわれわれは、国王がイングランドの *folk* の統一主権者として見做されていた所以を、それを物語る史実をあげて説明し、それが略々 *Alfred* の *Aethelstan* の時期、つまり王政の発展史上、早期アングロ・サクソン時代、後期アングロ・サクソン時代を分ける画期点となる時期において、一応の完成を見たことを述べて来たが、前節において残した問題、すなわち特に早期アングロ・サクソン時代において、そのような *folk* の主権者たる国王と、*folk* との支配関係乃至は保護関係の物質的基礎、財政的基礎とも云うべき徴税について考察を試みたい。

国王への納付される税は *gafol* あるいは *tribute* あるいは *King's teorn* などと云う色々な言葉で史料に出て来るが、しかし *gafol*, *tribute* は必ずしもすべて、国王への納付される公共税、国家税であるとは考えられず、明らかに封建領主への納付される *feudal rent* である場合もあり、その点はきわめて論議の多い所である。今筆者の見ることの出来る限りの事例を求めて、その点について卑見を述べ

たい。

gafol が、国王の徴収する国家的税なのか、封建地代なのか、これはにわかに決め難い。その例としてあげられるものは前節の Ine 王の法令、六章、二項、三項、また Alfred and Guthrum の協定、二章^⑤である。重複を顧みずそれを例与すると、前法令は、例の私闘が、貴族の家屋敷で、あるいは gafolgelda or gebur の家屋敷で行われた場合の罰金規定である。筆者は、前節では、貴族の場合、貴族個人へ（謂わば angia として）六〇志、wite 罰金として六〇志、gafolgelda or gebur の場合、彼個人へ六志、wite 二〇志とあるのを、wite について、前者に關しては貴族の平和を乱した wite として貴族へ、後者に關しては国王の平和を乱した wite として国王へ納付されるものと解釈した。その場合筆者は、gafolgelda は国王の平和、国王の保護下にある一般自由人と解したのであるが、これについては Attenborough は、gafolgelda をハイド所有農、gebur を領主の小作人、と區別して解釈し、この両者で農民全体を含めると考えているが、Whitelock は gafolgelda を領主小作人と考えている。^⑥つまり、

Attenborough の如く、gafolgelda をハイド所有農と考える場合は、尚お、folkland の分前地ハイドを所有する者として一応国王との關係があつたものと考えることが出来るが、しかし Whitelock のように、gafolgelda, gebur 共に領主小作人であると考えた場合には、その wite は、彼らの領主、貴族がとつたものか、それとも国王がとつたものが問題となる。しかし、それを領主、貴族がとつたとすれば、貴族自身の wite よりも、小作人の場合の witeの方が多額となり、納得が行かない。そのような意味で筆者は、一応、国王がとつたものと考え、gafolgelda はハイド所有農として folkland の分前地を所有する者、また gebur も尚おその封建的隸屬關係の未熟なる段階にあつたものとして gafolgelda に準ずる者と考え、何れも国王の平和、国王の保護下より完全に離脱していない状態にあつたものと考えたい。つまり、gebur, gafolgelda 共に、伝統的なハイド保有農民として国王へ gafol を納入し続ける風習をとどめていたと考えることが出来ないであろうか。同様の事例は Alfred and Guthrum の協定、二章にある。若し人が殺された場合、それがイギリス人であれば、

デーン人であれ、われわれは皆その人の生命に同じ価値を認める。すなわち *gafolland* を占有する *ceorl* と、デーン人の *freed men* を除いて、ハマルク半(略々一二〇〇志)。そして *ceorl* と *freed men* についても、イギリス人、デーン人の区別なく同じ額すなわち一二〇〇志とする。とある。*Whitelock* は、この場合の *ceorl* は自分の土地を *farm* していない。自分の土地を *farm* している者は貴族である。そしてデーン人の自由人はイギリス人の貴族に当り(一二〇〇志)、イギリス人の *ceorl* はデーン人の *freed man=half free* に当りたと解釈している。⑤ 所が *Whitelock* は、デーン人の *half free* がイギリス人の *ceorl* に該当したと云う所から、*ceorl* は自分の土地を *farm* しない、ある領主、貴族の下に土地を保有し、その領主へ封建地代としての *gafol* を納めている階層であると考え、*gafolland* を占有している *ceorl* は領主小作人であると解釈しようとしているのである。しかしながら、デーン人の *freed man=half free* とイギリス人の *ceorl* とが同額の一二〇〇志とされたこととは、人命金が同額とされただけのことであなからうか。つまり、社会的地位が同列とされただけであ

って、必ずしも、その経済的地位、その経済的実体までも同一であったとは考える必要はないのではなからうか。つまり、*Whitelock* が、イギリス人の地位は一段と下げられて、デーン人の自由人とイギリス人貴族、デーン人の半自由人とイギリス人の *ceorl* 自由人とが同列にされたと考えたのは正しい。しかし、*Whitelock* が、そのような考え方から、すなわちイギリスの *ceorl* はデーン人の半自由人に該当したと云う所から、*ceorl* はイギリスにおける自由人ではなく、半自由な領主小作人であったと推定するのは必ずしも正しくない。われわれはこの協定を率直にイギリス人にとって屈辱的な協定であったと考え、イギリス人は一等地位が落されて、イギリス人貴族はデーン人の自由人に、イギリス人の自由人はデーン人の半自由人に該当するとされたと考えるべきではなからうか。故に、*Whitelock* の解釈にも拘らず——女史の解釈は、悪く云えば *patriotic* であるとも思われるが——、必ずしも *gafolland* を占有する *ceorl* を領主小作人と解釈する必然性はなく、*gafolland* を占有する *ceorl* を、国王へ *gafol* を払うハイド所有農、*folkland* の分前地を占有乃至所有す

る一般自由民と考へて行く可能性も残されている、と云へるのである。

一般に *gafol*, *gafolland* の解釈はきわめて困難であるが、更に問題を複雑にする例として、*Alfred* 王時代、マーシン伯 *Aethelred* と *Berkeley* 修道院長との折衝に関する史料がある。その中で、伯は、*Alfred* 王の許可を得て、*Berke ley* 修道院長に対し、国民の *lord* たる国王へ納付すべく義務づけられていた *gafol* より解放すると云っている。Harmer は、この *gafol*, *cyning's feorm* を一種の *land tax* であると解釈し、それを納付する農民について、*Maidland* が *free landowner* であるとしてゐるのを批判し、*free landowner* であるよりもむしろ、*King's folkland* における *tenant* であるとし、王の個人的な王領地における王の小作人であると解釈している。つまり、*gafol* は国家的な税ではなく、王の私有領地における領主的税であり、封建地代の一種であると解釈するのである。だから、*gafol* はたとえ国王へ納付される税であるとしても、それは公共の国家的な税としてなのか、それとも王個人へ納付される封建地代なのかと云う問題が尚お残るので

ある。この問題については、筆者個人としては、文中の *pe to pise hatorde beingeð* 人民の領主に属するあらゆる *gafol* より解放する云々の文言より、また前節、*folk* の統轄者としての王の地位などを述べた視点より、Harmer が云うように *king's folkland* の意味を王の私的領地であるとは一面的に規定し難く、^⑥ 伝統的見解に従つてもっと一般的に *folkland* であると云う立場に立つて、矢張り *folkland* の分前地ハイドを所有乃至占有する農民が、*folkland* の統轄者たる国王へ払う公共の税と考える方が自然であるように思われる。

その他、*gafol*, *tribute* が国王へ支払われた公共税であると解釈出来るような例をあげると、*The* 王の法、六十四、六十五、六十六章がそれで、六十四章には二〇ハイドの保有を持つる者は一二ハイドの土地が耕作されていることを示すべきであることを規定し、六十五章では一〇ハイドの者について、六十六章では三ハイドの者について、同様にその三分の二乃至三分の一が耕作されていることを示すべきであると規定している。これは *King's food rent* 徴収に支障を来さぬようにと云う配慮からされているものとも

考えられ、国王税の徴発を前提して解釈すべき条項であるようにも思われるのである。

また、七四三～五年に、ワーシヤ王 Aethelbald が Worcester 司教 Milred の願いにより、ロンドン港で王の徴税官 *nedbaderum* によつて徴収される 2 ships に関するあらゆる *dues* を免除する特権を当該教会に与えた *charter* があるが、これは国王徴税官の活躍の一面を示すもので国王税が徴発されていた事実を反映するものであろう。また、国王達の教会、貴族への土地譲渡の中には、その譲渡した土地に関する *customary dues* を免除すると云う意味の *charter* が極めて数多いが、その一例を引用すると、八四三年、Aethelstan 王が、*Milton Abbey (Dorset)* へ *Milborne* の二六ハイドその他……総計六七ハイドの領地を寄進した。私は、私の信仰心の発露としてこの領地を寄進するのであり、その領地はあらゆる点で自由で、また *customary dues* より自由であるべし *free customs*……英国内の何処にあろうとも、それに属するすべてのものと共に、あらゆることに丁度私の領地(王領地)と同様に自由なるべし。"と云う *charter* がある。この領地は王領地

と同様の程度に自由であることと云っていることについてつぎのようなことが考えられないであらうか。先ず、これと同様な免税の特権を与えている *charter* が数多いけれども、それら以外の、つまり特権のない土地については、一般に *custom. customary dues* を納付する義務があったと云うことが逆に推察出来る。しかし、この *charter* の編者 Robertson は、この *customs* について、アングロ・サクソン語の *serhita* に当るものであると注釈している。この *serhita* 支払われるべきものと云うものが、公共的な王税か、それとも封建地代についても論議はあるであらうが、しかし、王領地の如く自由であるべしと云っている所から、何から自由とされたのかと云うことを考えてみると、王領地もその封建領主としての国王へ封建地代を払い続けていたことであらうから、封建地代より自由とされたと云う意味には到底考えられないであらう。故にこの場合は、矢張り国家的な王税の徴発より自由とされたと云う意味に解釈せざるを得ないこととなる。つまり、他の一般の土地については国家的な王税が徴発されるのが普通であるが、この領地についてはそれらより免除される特権を与

えようとしたものであると理解される。とにかく、国家的な王税が徴発されるのが一般であったことを物語るものと云えよう。

また時代が後期サクソン時代に入るが、一〇二三年、Evesham 修道院長 Aelfward と当該修道院長が、Aethelmaer との間に行った取極めの中に、“彼らは、Aethelmaer に三代の間、Norton 領を三ポンドで譲渡する。その領地は、home service (inware) 三ハイム、national service (utware) 一ハイム半より成るもので……云々。”とある。編者 Robertson は、inware は領地所有者の要求、徴発に応ずる土地、utware は国家的な奉仕、国王への奉仕に応ずる土地と解している。^⑤これは所謂 trinoda necessitas の軍役その他を意味するものかも知れないが、またその他の給付をも含めたものであったかも知れない。因みにこの取極めには trinoda. necessitas に関する言及はない。

また同じ頃、エドワード懺悔王時代、王が St. Edmunds 修道院に対し、その inland についで heregeld やその他の gafol より解放されるべきことを明かにした writ を

出しているが、この編者 Harmer は、gafol は tax であって、shire, hundred の役人により徴収されたものであると注釈している。^⑥Harmer は前述したように、他の著書において、王領地を王の私的な領地と解釈している故に、この shire, hundred の役人についても、国王の私的な役人と解釈しているかも知れないが、しかし、shire, hundred の役人を国王の私的な役人と解するには可成りの無理があり、Harmer のこの注釈を極く自然に解釈すれば、州郡の役人により徴収される公共的な tax が gafol であると云う注釈のように思われる。これも亦、他の一般所領には gafol と云う公共税が課せられていたことを物語るものと云えよう。

その他、Harmer の編集した writs について見ただけでも、何れもエドワード懺悔王時代に属するが、“scot freeo and gafol freeo on scire and on hundrede” “scot fri and gafol fri of scire and hundrede, of geld and of daengeld and from……”^⑦と云うような文言が見られる。その他の charter にも極く頻繁に見られる文言であるが、矢張り、州、郡の tax, gafol より免除されると云

う意味であり、その *gafol* は公共の国王税と解するのが自然であろう。以上のように、明確に公共の王税であると断定を下し得る史料は数少ないが、しかしそれと解釈するの

が自然であると思われる史料はきわめて豊富である。Jolliffe や、また Jolliffe を引用した Davies が、ケンツにおいて、*gafol* はマナー領主へ払われず、王の役人としての hundred 乃至 *lathes* の領主へ払われ続けたと云っているように、*gafol* は、すべてがそうであるとは云えないが、本来は、王権に発するところの、王への公共的 *tribute*、

tax であったと解するのが妥当ではなからうかと思われる。因みに、このような王税は、教会領においては殆ど例外なく免除されていた。上掲の史料は殆ど教会領に関するものであり、そのことは、ケンツ王 *Withred* の法令、一章の「教会は *gafol* から自由である。」と云う冒頭の規定より明らかであり、この伝統はその後の国王達により維持、遵守されたのである。しかし、教会は *gafol* より自由であると云う規定は、逆に他の一般世俗界貴族領は自由でなかったことを意味するものでもある。教会は *gafol* より自由であり、また初めのうち、つまり八世紀以前は、軍役

よりも自由であったと云う点、他の世俗界貴族領とは區別されていたことを附言しておく。

② Attenborough, op. cit. pp 98-9.

③ *ibid.* pp. 183-4. Whitelock, English Historical Document, Vol I. p. 365. f. n. 2.

④ Attenborough, *ibid.* p. 201. Whitelock, E. H. D. p. 381. n. 3.

⑤ Harner, *Select English, historical documents of the 9th and 10th centuries.* No. XII. *Aethelred* 伯王 *Alfred* 王の *Aethelred* と *Aethelred* の *semi-royal position* を導いた。 *ibid.* p. 103.

⑥ *ibid.* p. 104.

⑦ 前掲拙稿「封建的所領形成への一過程」『史料』四十五卷六号。

⑧ Attenborough, pp. 56-9.

⑨ Robertson, *Anglo Saxon Charters.* No. 1.

⑩ *ibid.* No. XXIII.

⑪ *ibid.* p. 303.

⑫ *ibid.* No. LXXXI.

⑬ *ibid.* p. 404.

⑭ Harner, *Anglo Saxon Writs.* No. 15.

⑮ *ibid.* p. 440.

⑯ 前出註⑫

⑰ Harner, *Anglo Saxon Writs.* No. 76.

⑱ *ibid.* No. 93.

⑳ Jolliffe, op. cit. p. 66. *villae regales*. は封建時代に入ってもなお *ancient dues* を徴発していた。例えばシモン王が大司教に

feudum militum として小作人を設けることを許した。: quod licet terras..... in gavelkind convertere in feuda militum (彼は gavelkind にある土地を feuda militum にかへるとに同意した.....) しかしジョン王は慣習的な forinsec dues をとりつけた。..... ita tamen quod nichilominus redditus denariorum..... reddatur integre de terris suis sicut prius, et xenia, averagia et alia opera..... computantur in redditu denariorum. (しかし、それにかかわらず、モナリウス地代が、その土地から以前と同様に徴収された。そして贈物や運搬賦役やその他の奉仕.....はモナリウス地代に換算された。)

その外 Langton マナーを lathes の中心であった Faversham (修道院) <..... pro redditu solvendo per annum XXXVI sol. et x den. ob. et per servicium arandi et metendi in campo predicti Abbatis per annum sex acras terre. (地代として、毎年三六志、一〇片半を納付することへ、また、修道院長の耕地で毎年六エーカーの土地を、鋤を入れ、刈取る奉仕をすることへ.....) とある。また Thanet の (lathes) 法廷は Dane, Westgate とモナリウスが averagia (運搬奉仕) を行っている。また Davies, East Anglia and the Danelaw. (Royal Hist. Soc. 1954).

⑤ Attenborough, pp. 24-5.

⑥ 詳細は、前掲拙稿「封建的所領形成への一過程」『史料』四十五巻六号註⑤ John, op. cit. p. 78.

三 gafol と feudal rent とあつたか

われわれは以上において、gafol は本来王権に発するも

の、王へ納付されるべき公共税であると解釈するのが妥当であることを論じて来たが、しかし、史料の中には、gafol が明らかに feudal rent 封建地代を意味するものもこれ亦数多いのである。

例えば、Ine 王の法令、六七章に、若し一定の地代で、to rædegafole 一ヤード・ランドを保有し、耕作し、その領主が gafol と共に奉仕 weorce を要求する場合、その小作人は、若し領主が彼に住居 botl を与えない時には、その土地を保有して行く必要はない。しかしその場合、その小作人はその収穫を没収されることとなる。とある。これは、この当時、既に農奴的保有、またヤード・ランド保有基準が行われていたことを示す著名な規定であるが、この場合の gafol は明らかに封建領主が小作人に対して要求する封建地代に外ならぬ。

また九〇二年、ウインチェスター司教 Denewulf が Berornwulf に対して、Wilts. の Ebbesbourne における教会領一五ハイドを、彼らの間に協定を結んで gafol を納付する条件で貸与したことを示す charter があるが、この gafol も明らかに封建領主とその小作人との間の封建的契

約に基く封建地代であろう。また、時代が前後するが、八五五年頃、ウェセックス王 *Aethelwulf* が、王の役人である *Dunn* へ *Rochester* における領地を与えていたが、*Dunn* は、それを自分の妻へ彼女の生涯の間譲ることとし、彼女の死後は *Rochester* 教会へもどすこととしたが、その際に、"若し教会の同意を得て、偽りなく、決められた通りの適正な *gafol* でその領地を買取った場合には、その限りではない。"^⑧とされている。この *gafol* はその領地の買取り額であり、少くとも王へ払う公共税でないことは明らかである。

その他、明白に封建地代であることを示す例としては、九〇〇年頃、*Ceolwin* なる者が、*Wilts.* の *Alton* にある一五ハイドの領地をウインチェスター教会へ寄進し、その代りに彼女の弟の子 *Wulfstan* が、その生涯の間 *rent free* なる一ハイドの土地 *an hwiſſe aegfaeles landes* を所有出来るように取計う"^⑨と云う教会側の約束を得たことを示す *charter*、また、九〇九年に、ウインチェスター司教 *Denewulf* が *Alfred* と云う人に、その生涯の間、*Alresford* (*Hamps.*) なる四〇ハイドの土地を貸附けたが、

その条件は、"毎年、秋分の日に、*gafol* として三ポンドを納め……教会税に関連した奉仕をすること……"^⑩であった。これらの場合、何れもその *gafol* は封建地代 *feudal rent* であると解せざるを得ない。

このような例は時代が下ると共に多くなる。後期アングロ・サクソン時代の *gafol* は *feudal rent* 封建地代として用いられる場合が多くなることが考えられる。一〇四四年頃、*Canthabery* 大司教 *Eadsige* とケントの地主 *Aethelric* とが協定を結んだ中で、*Aethelric* とその子 *Esbearn* は、*Stowing, Milton.* およびその町の *Aethelric* が建てた *message* をその生涯の間所有し、兩人の死後は大司教へもどす"と云う規約を結んだが、"しかし彼ら兩人の友人の中で、その時の大司教と同意して適当な *gafol* で……規約に則って……所有する約束を得た者があれば、大司教へもどさなくてもよい。"^⑪と云う条件が附帯されている。

また、一〇七五年、皇后 *Edith* が、"私は、*Giso* (*Wells*) 司教へ、*Mark* (*Somerset*) の土地とそれに属するすべてのもを……*sake and soke* と共に与えた。私は汝が *Wu-*

dunam について正当な裁判を行うように願う。彼には私
が私の馬を（飼育するように）委ねてあるが、彼は、六年間
私の gavel を納めていないのである……”と云う writ^⑥が
ある。何れも明らかに封建地代を意味する gafol, gavel
の例である。後者については、Harmer は、この gavel
は gebur がその領主へ納める封建地代であるとしている^⑦。

また、九五六—一〇六五年のものとなっている Gloucester の Tidenham マナーの調査簿^⑧の中で、Tidenham に
三〇ハイドあり、九ハイドが直領地で、二一ハイドが小作
地である。Stroat には二二ハイドあり、それには二七ヤ
ード・ランドの gafolland と、Severn 川の二〇 basket
vairs がある。Milton には五ハイドあり、一四ヤード・
ランドの gafolland と……とがある。Kingston には五ハ
イドあり、一三ヤード・ランドの gafolland と、渠溝の
上に現在 gafolland となっている一ハイドとがある。そ
して囲込み地外の部分については、一部は直領地であるが、
一部はウエールズの sailors に gafol で貸してある……”
この文中の gafol, gafolland も、封建地代、あるいは封
建地代を給付すべき土地であると解釈することが出来る。

しかしこの場合、Tidenham は、九五六年に Edwy 王が
Bath 修道院長へ譲渡し、修道院長からさらに大司教の
gand へ貸附けられたものであると云われている^⑨。ところ
が残念ながら、この charter の日付は九五六年のものか、
十一世紀に入ってからのもか明確にすることは出来ない。
しかし、若し Liebermann, Maitland が解釈するように^⑩
Bath 修道院長あるいは大司教が所領している土地であ
たとすれば、文中の gafol は修道院長あるいは大司教へ
給付される封建地代であると解釈するのが妥当であるが、
仮りに Seeborn が解釈するように、九五六年 Edwy 王
が Bath 修道院長へ譲渡した際の charter であつたとす
れば、文中の gafol は、必ずしも王個人の私的領地とし
ての王領地における封建地代と解する必要はなく、文中の
直領地が王個人の王領地であつて、gafolland は公共的な
国家的な税を負う土地であつたと解釈することも出来る。
しかし、charter の日付を明確にすることが出来ない故に
gafol の性格を検討することは困難である。

以上われわれは、gafol と云う語語が出て来るアングロ
・サクソン時代の史料を渉獵し、それが封建地代と解すべ

きか、それとも国王へ納付すべき公共的な国家的な税、つまり、*folklund* の分前地ヘイドを所有する一般自由民 *freeman*, *ceorl* の負う公共的な税であるかどうかについて検討し、その何れにも理解出来る例があることを例証して来た。しかし、強いて云えば、傾向的に、早期アングロ・サクソン時代のものには、*folklund* の分前地占有農民が、*folklund* の統轄者たる国王へ支払う国家的な公共的な税であると解釈し得るものが多く、後期アングロ・サクソン時代のものには、封建領主の支配下にある農民、小作人が、封建領主へ給付する封建地代であると解釈出来るものが多く、いと云うことが、アングロ・サクソン社会の封建化の進展と云う事実に対応して傾向的に把えることが出来るようである。故に、*gafol* は一般に一義的に解釈されるべきものでなく、その個々のケースについてより妥当な意味に解釈されるべきであろう。その意味で、*gafol* の解釈については、個々のケースの理解の仕方、また論者の主観、偏見により両義に解釈される余地があり、悪くすれば果しなく議論が展開される危険性もある。

gafol が王税か封建地代かと云う問題はアングロ・サク

ソン社会の封建化を究明して行く上に誠に基本的な重要な問題であり、その究明自体は決して無意味な作業ではない。しかし、悪くすれば、水かけ論的な様相をおび易い問題でもある。今それを、*either or* と云う形で提出せず、もっと異った視角より、より生産的に、言い換えれば、単なる史料解釈職人としての作業としてではなく、アングロ・サクソン史全体像に関して歴史的な展望を得ると云う巨視的観点よりこの問題に当るべき必要を痛感するのである。

そのような観点より見てきわめて興味深い例はつぎのような史料である。

Alfred 王の法、第二章に、教会の *asylum* に関する規定がある。若しある者が、何らかの罪を犯して、王の食物地代 *cyninges feorm* を受取る権能を与えられているところのある修道院……三日間逃げお世話したならば……云々^⑥。ここで修道院のことを、王の食物地代を受取る権能を与えられている修道院と修飾しているが、つまり、国王の修道院への土地譲渡に関連して、その土地に関する従来 *the king's feorm* 徴収権が修道院へ与えられたことを示しているものであろう。同様の例は、七八一年、Ottar 王が、

Hontune (Wilts.?) の 111 manentes の土地に Faehha

leage (Heref.) の 5 manentes の土地とが Worcester 教

会へ寄進されたことを確認してゐる charter^⑧ の中、

ut sit omni tributo regalium operationum refectionu-
mque in perpetuum libera; tantum ut deo omnipotentii
et ecclesiae sancti Petri quae sita est in Uuegorna
civitate sit subiecta.

あらゆる王税の徴発と追徴より永遠に免除されること。

すなわち、全能なる神とウースターにある聖ピーター教会に
服するにまつた

とある。これは、従来の王税が免除され、それをウースター
教会へ納付するように指令されたもので、王税の支払い
先きの転換を確認したものと考えることが出来よう。

また、九〇四年、Edward 王が Winchester 教会へ

Tanton 修道院の特権を永遠に譲渡したが、その際、王の
支配と同じ権威を以て行うように、

idem ius in omni haberent dignitate quo regis homi-
nes perfuntur, et omnium saecularium rerum
iudicia ad usus praesulum exercentur eodem modo

quo regalium negotiorum discutuntur iudicia.

王の役人達が行ってたことと同じの法を権威を以て行
うように、……また、あらゆる俗界の裁判が、王の干渉が排除
されることによつて、司教の利害によつて行われるように……。
よあり、やふじ

sine retractionis obstaculo cum omnibus commodis
aeternaliter deserviat; erat namque antea in illo supra-
dicto monasterio pastus unius noctis regi, et viii ca-
nuni, et unius canicularii pastus, et pastus novem noc-
tium accipitarius regis, et quicquid rex vellet inde du-
cere usque ad Curig vel Willelmum cum plaustris et
equis, et si advenae de aliis regionibus advenirent, de-
bebant ducatum habere ad alium regalem villam quae
proxima fuisset in illorum via.^⑨

……妨害なしに、あらゆる恩典と共に永遠に以下の諸義務
が忠実につめとめられるように。以前にその修道院について
は、王の一夜分の饗応と、八籠一筆者不明と、一頭の狐犬
の飼育と、王の鷹狩師の九夜分の饗応を行う義務があった。

また、王が Curig あるいは Willelmum まで納入することを
要請するすべつものを馬車で納入し、また、他地域の者が

現われると、その行程で最も近くにある王の村において軍役を行わねばならない(と云う義務もあった)。

とある。つまり、王への饗応地代、軍役が行われていたが、今後は、それらが、ウインチェスター教会に対して、何の妨害もなしに忠実につとめられるようにと云う規定であり、Tanton で行われていた王への奉仕がそのままウインチェスター教会へ行われるように指令し、それを確認した charter であると考えることが出来る。

また、時代が前後するが、七四三～五年、マーシア王 Aethelbald が、Worcester 司教 Milred へ、その教会に属するあらゆる領地の税(徴税権)を譲渡した。

thaeti ic him aléide and his them halagan hirede alle
nedbade tnegra sceopa the thaetio limpende beóth theti
ic him forgete.....^⑧

私がそれを譲渡し、また……私が譲渡したところのそれに属するどの部分(領地)の税をもその聖教会へ譲渡するように(と云う申入れをうけた waer beden)……

とある。また七六四年、Offa 王が Aeslingham (Kent) の二〇 aratrum の土地を Hrofensis (Rochester) 司教

へ譲渡したが、

sicut olim habuerunt comites et principes regum
Cantiae, et cum omni tributo quod regibus iure com-
pedit, tibi venerabili Eardulfu, sanctae Hrofensis ac-
clesiae episcopo, libenter in perpetuum perdono.....^⑨

曾てケント王の豪族や貴族が所有していたように、また王に正当に帰属するあらゆる税と共に、汝 Eardulf と Hrofensis 司教へ永遠に与える……

とある。両者の領地の税とは、矢張り明確に書かれているように、曾て王に帰属していた公共税であって、それが今司教の所有する所とされたことを確認するものであろう。

また時代は下るが、Harold 王が Sandwich 領についてカンタベリー大司教との間に協定を結んだ史料^⑩には、王が知らぬ間に、St. Augustine 修道院長の奸計に利用され、不当に Sandwich のにしん漁獲を取得していたことを知らされ、それは王の指令で行われたものでなく、王以外の者(修道院長)の奸計であったことを明らかにし、大司教 Eadsige が Sandwich 領を正当に領有すべきことを確認したことが記されているが、その中で「大司教らは Sand-

wich を前代の王達が所有していたのと全く同様に、その *gafol* も、*waterdues* も、*shoredues* も、*fine* もあらゆるものを所有することを認めた。¹¹⁾とある。正に王の徴発していた *gafol* がそのまま大司教の徴収する所とされたことと、*gafol* の納付先きが国王より大司教へ転換されたことを意味するのではなからうか。われわれは、以上のような諸例より、本来国王に帰属すべき *gafol* が、国王が支配していたと全く同様に大司教、司教らの下に給付されるべしと云うような意味の文言を見る時、*gafol* が国王へ納付される公共的、国家的な税であるか、それとも封建地代であるかと云う論議とは別に、それは本来同一のものであった、納税者にとっては同一の税であった、ただ給付先きが国王より封建貴族、教会、修道院などへ転換されたものであったと考えるべきではなからうかと思ふのである。つまり、同じ *gafol* が、国王の譲渡以後は封建地代としての性格をとって来るものであったと考えるべきではなからうかと思ふのである。¹²⁾

従って、*gafol* が公共的な王税か、それとも封建地代かと云う論議よりも、王税が封建地代へ転換されるかと云う過

程、つまり、*Folkland* の象徴的統轄者たる国王が *Folkland* を統轄支配していた段階より、国王が豪族、貴族へ *Folkland* 領有支配権を認め、さらに、*Book charter* により豪族の *bookland* 領有権を認めて行くところの、謂わば封建領の展開過程のなかにこの問題を位置づけて、*gafol* も王税より封建地代へ転換されたと考える方がより妥当であるように思われる。これは、勿論、既に自明のこととして語られている所であり、伝統的見解をとる者の間では極く普通のこととされた過程であるが、今それを再確認しておく必要を痛感するのである。

¹¹⁾ *Attenborough*, pp. 56-9.

¹²⁾ *Harmer, Select English Hist. Documents*, No. XVII.

¹³⁾ *Robertson, A. S. Charters*, No. IX.

¹⁴⁾ *ibid.* No. XVII.

¹⁵⁾ *ibid.* No. XV.

¹⁶⁾ *ibid.* No. CI. ¹⁷⁾ *Harmer, A. S. Writs*, No. 72.

¹⁸⁾ *ibid.* p. 491.

¹⁹⁾ *Robertson, A. S. Charters*, No. CIX.

²⁰⁾ *ibid.* p. 451. ²¹⁾ *ibid.* No. CXVII and. p. 469. 付録中の時期は

一〇六一年乃至一〇六五年とされている。

²²⁾ *Liebermann, Die Gesetze der Angelsachsen*, I. p. 445. *note.* (a) III. p. 245. *Maitland, Domesday Book and Bey-*

ond. p. 330, n. 2. (quoted from Robertson, op. cit. p. 451).
 ⑥ Siebohm, English Village Community. p. 149. (quoted from Robertson, op. cit. p. 451).

⑦ Attenborough, pp. 64-5.

⑧ Kemble, No. 141.

⑨ ibid. No. 1084.

⑩ ibid. No. 95.

⑪ ibid. No. 111.

⑫ Robertson, A. S. Charters, No. XCI.

⑬ *sub decem manentium aestimatione certa taxatam*, (十マニエンテムの課税を負う土地と云へ……) と云ふやうな文意に現われる *マンビ* (cf. Kemble, 92, 94. et passim.) *manentes*, *tributarios*, を単位として、国王に納付すべき税が會行われていたことが当然に予想される。そしてそれらの税が、今、被讓渡者たる教会、貴族の徴収する所となれたものと推定出来る。

⑭ その際、貴族・豪族の *bookland* として私有地とされる以前に、豪族の *folkland* 領有にさう段階があつたに強うが、その *folkland* 領有者たるに、国王の *gafol* 徴収権が当該豪族へ与えられて、それがその豪族の持つ *political, fiscal authority* を形成したものはなからかと思われる。云々殊もまなごころであるが、*bookland* とされた以後は、その徴収権が、豪族、貴族の封建的特権として行使されるようになるのは当然である。

四 結 び

Davies はその論文 “East Anglia and the Danelaw”

に於いて *gafol* は本来王権に帰属するもので、王への *tribute, due by the lord* Jolliffe, Pre Feudal England を引用して、ケント、ウースター、アングリアに於いて *gafol* を「サー領主ではなく、*lathie* 乃至 *hundred* の領主——つまり、封建領主でなく王の役人としての *lathie, hundred* の領主へ納め続けつたこと」に注目し、ケントの *tenure by socage* と、ケントの *tenure in gavelkind* の類似を強調し、両者は、ドゥームズデイ時代の *liberi homines* 乃至 *sochemanni* であり、サクソン時代の *ceorl* の伝統をとどめるものであったと述べている。要するに、征服後においても、サクソン時代の *folk free* なる伝統をとどめる農民があつたこと、そして彼らの納付する *gavel* の中には、封建領主に対してではなく、王の役人としての *lathie, hundred* の領主へ王税として納付する税のあつたことを強調しているように思われる。

彼が準拠している Jolliffe の *gafol, precaria, averagia* は、本来 (*folk* の象徴としての) 王が *folk* より徴発する王の *farm* であり、それが封建的混乱、征服などの時期に、

私的封建領主により奪い取られたもので、曾ては王の villa

regis へ納付されたものであったといふ^②。Jolliffe は

封建領地が出来てから後も尚お lathes の中心 villa regis

へ給付を続けていた例として、Sutton, Faversham, Mil-

ton などの例をあげているが、何れも、王政の管轄単位、

また folk の定住、社会生活の単位でもあった lathes を

私的封建領主権が蚕食して行くと云う過程のあったことを

示すものである。

例え、Milton lathes の一つ、ヘマワード懺悔王時

代、outland であつた 80 surlungs の中、16 $\frac{1}{8}$ surlungs は

封建領主の領地となつた。その中、Sidgar が Newington

で 7 $\frac{1}{2}$ surlungs を保有したが、しかし、この領地については、

十四世紀の領主 De Lacys 家が尚お Milton へ (gavelkind rent を払っているところより、領地とされた以後も

gavelkinder の outland たり続けていたことが考えられる^③。またその他の部分の、Hugh de Port が領有した Tunstall, Upchurch, Tonge, Steepdown の 8 $\frac{5}{8}$ surlungs の一つも、それらが gavelkinder の outland たり続

けたことを示す明確な叙述がドゥームズデイ・ブックに見

られる^④。

de istis solius quos hugo de port habet tenuit Osu-

ard v. ad gablum, et in solius et un jugu et dimid. quos

absunt villanis regis.

Hugh de Port が領有していた土地の中、5 surlungs は

Osturd が gafol を払つて保有しており、残りの 3 $\frac{5}{8}$ surlungs は王の村より離れた。

つまり、5 surlungs の一つの gafol は、Osturd が

Hugh de Port へ封建地代として払つたものであり、その

5 surlungs の土地は、Hugh de Port の完全な私有領地

inland となつてゐたかも知れないが——それとては villa

regis へ納付する gafol であるか解せぬこともない——、

しかし 3 $\frac{5}{8}$ surlungs に関して王の村 villa regis より離して

たと云つことは、最近まで王の村へ gafol を払い続けていたことを裏書きするものであろう。すなわち、ケントにお

ける gavelkinder の保有する outland——謂わば他地域

における封建領地の自由保有地に当るものと云えよう——

の service は、gavelkind custom に則つて、本来 villa

regis へ納付されていたものであった。その伝統が、folk

custom, folk free 的意識の強固に残存しているケントにおいては永く維持されたものであると云える。

また Jolliffe によれば、ドゥームズデイ・ブックのマナー評価は、そのマナーが會つて villa regis にもは *lahie court* へ納付していた *gafol* 額と、新しい保有地に関する封建地代額との合計額より算出されているようである。例えば、

Adesham.....de gablo redd. xvi lib. et xvi sol. iiii d.

et valet xxx lib. de hirma et c sol. de gersuma, ^⑤

gafol 一六ポンド一六志四片、*hirma* と *gersuma* が三〇

ポンドと一〇〇志

これがドゥームズデイ・ブックには

Elesham.....modo redd. xlvii lib. et xvi solid. et iiii

den. et archiepiscopo c. sol. de garsunne ^⑥

四六ポンド十六志四片と、大司教と *gersuma* 一〇〇志

となっている。つまり、ドゥームズデイ時代以後の封建地代の中に、*villa regis* へ納付していた *gafol* の伝統的税額がそのまま含まれていたことを示すものとして興味深い。

われわれは、Jolliffe, Davies と共に、folk custom の伝統を永く維持したケントについて、封建時代に入って後も、folk の象徴的統轄者としての国王と folk との関係、folk, gavelkinder と *villa regis* の *gafol* 納付の伝統と云う興味ある事実を見ると共に、前節において述べたところの、王税としての *gafol* がそのまま封建地代に転化されたと云う事態を、ここに更めて確認することが出来るように思うのである。

勿論、ケントのこの特殊な発展過程を、すべての他の州にあてはめることは出来ないが、しかし、ケントに見られるこの過程は、他の地域における過去の封建化のある時点において、同様に存在し得るものであったと云うことをわれわれに類推せしめるのではなからうか。ケントは、Jolliffe の云うように、国王と folk との関係、*thegn* や貴族の介在しなかった当時の両者の関係をよく留めた特殊な地域ではあったが、^⑦ それだけに、その folk custom の中に、*thegn* 貴族層の封建領主的支配がどのようにして喰い込んで来たかを伝えるところの、他地域には見られぬユニークな史料が多い。われわれは、ケントに関するこの特殊

な史料に基いた Jolliffe の注目すべき指摘に啓発されて、
アングロ・サクソン時代の封建所領形成、封建地代成立の
発端に、王への *gatoi* が封建地代に転化したと云う、き
わめて無意識に云い古されて来た事実のあったことを再確
認する必要があると思うのである。

⑦⑤ Daves, *op. cit.*

⑦⑥ Jolliffe, *op. cit.* p. 63.

⑦⑦ *ibid.* p. 64.

⑦⑧ *ibid.* D. B. I. 9.

⑦⑨ Jolliffe, p. 64.

⑧⑩ *ibid.* p. 66, f. n. 2.

⑧⑪ *ibid.* D. B. I. 5a.

⑧⑫ Jolliffe, p. 63 and p. 70 ff.

(本稿は、昭和三十九年度科学研究費総合研究「イギリス封建社会
成立期の研究」の筆者の分担報告の一部である。)

(金沢大学助教授)

emperor's power to his officials'. The centralism, established by *Kao-wèn-ti* 孝文帝, without an absolute power, resulted in the imperfect assessment in the *Shi-tung* 世宗 dynasty.

Therefore, in the case of the central officials with some exemption, the assessment should not be enforced from the beginning of *Ching-ming* (500-502) to the 1st year of *Yen-ch'ang* 延昌 (521), and also in *Tz'ü-shih* 刺史 from the 18th year of *T'ai-huo* 太和 (494) to the 2nd year of *Ching-ming* (501). After that time, the enforcement of assessment to the local governors to govern the Chinese people resulted in the case that the local governors were exempted from the uniform promotion *Fan-chieh* 汎階 in the 4th year of *Cheng-shih* 正始 (507); though it did not include *Liu-wai-kuan* 流外官, or petty officials, *T'ung-k'ao* 通考 in *Yen-ch'ang*—a plan for proper assessment by substantially revising the traditional assessment—included them. And the assessment discriminated *Chih-shih-kuan* 職事官, with a certain position from *San-kuan* 散官, without a certain position; the assessment to the former officials was enforced once every three years and that to the latter once every four years.

“Gafol” in the Anglo Saxon Period

by

Reigan Tomizawa

This article attempted to view the making of feudal rent in the Anglo Saxon Period. In the early Anglo Saxon Period, English kingship became greater, as a overlordship to govern the folk, and to control the folk land in England, and the king exacted the dues, which were called king's feorm or gafol, from the English folk.

But, on gafol, it is difficult to decide whether it is royal tax, or feudal rent. Some scholars such as Whitelock are apt to interpret gafol as a feudal rent.

In this article, I viewed references of gafol in Anglo Saxon documents, as possible as I can, and pointed out that it was also possible to interpret gafol as a royal tax, and also attempted to prove that originally gafol was royal tax, but when the king granted the land as a magnate's land (=so called laen land) or as a book land, the gafol

as a royal tax was converted to feudal rent attributed to the new landowners (=feudal lords).

Shih Chang-ju: Archaeological Outline of *Anyang* 安陽

by

Takayasu Higuchi

Excavations of *Anyang-yin-hsii* 安陽殷墟, one of the most important world archaeological excavations in this century, was held fifteen times in all from 1928 to 1937; but we have not altogether a full summary that explains the whole aspect of the investigation.

Shih Chang-ju 石璋如, a participator of the fourth excavation as a student of *Honan* 河南 University, has been a member of the examination after the fourth, was charged with the transference, protection and arrangement of its relics after the outbreak of the war, and now specialises in study and publication of the massive materials as a member of History and Language Department, Central Research Institute, Formosa. This note is the very one that *Setso Onoyama* 小野山節 and *Takatoshi Yoshimoto* 吉本堯俊 rewrote an interpretation by Prof. *Takeo Hiraoka* 平岡武夫 in the *Shih Chng-ju* 石璋如's special lecture "Archaeological Outline of *Anyang* 安陽" for five days from Oct. 22nd at the Literature Department of Kyoto University on the occasion of his staying in Kyoto while he came to Japan for study in the 35th year of Showa (1960).